

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画

令和2年（2020年）2月13日
第10回常任委員会決定

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町、関係機関及び関係団体等が相互に緊密な連携を図り、第78回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第23回全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）の輸送・交通業務を円滑に推進する。

1 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

ア 参加者

(ア) 選手団（国スポ：選手・監督、全障スポ：選手・役員）

(イ) 都道府県本部役員（国スポ）

(ウ) 大会役員

(エ) 招待者

(オ) 競技会役員

(カ) 競技役員

(キ) 視察員

(ク) 報道関係者

(ケ) 式典出演者

(コ) 式典実施本部員、式典補助員、式典関係者、式典協力員

(サ) 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力員

(シ) 上記の他、県委員会または会場地委員会が必要と認めた者

イ 一般観覧者

(2) 輸送・交通業務の実施期間

国スポにおける輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。

ただし、競技の特殊な事情から必要と認められる場合は、会場地市町が別に期間を定めるものとする。

全障スポにおける輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式2日前から閉会式終了1日後までの間とする。

(3) 輸送・交通業務の範囲

ア 輸送・交通業務の範囲は、開・閉会式会場、競技会場、練習会場、指定集合地、指定下車駅、指定乗降地、宿舎、その他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定め、輸送実施計画等に基づき行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町が協議のうえ、必要と認められる場合は、この限りでない。

2 全国輸送

(1) 輸送の範囲

国スポにおける全国輸送は、各都道府県選手団、都道府県本部役員等の出発地から宿舎までの間、及び離県の際の宿舎から各都道府県到着地までの輸送を範囲とする。

全障スポにおける全国輸送は、来県の際の各都道府県参加者の出発地から(3)イに定める指定乗降地までの間、及び離県の際の指定乗降地から各都道府県到着地までの間の輸送を範囲とする。

(2) 輸送・交通業務の実施主体等

ア 全国輸送に係る業務は、県が各会場地市町、関係機関、団体等の協力を得て行う。

イ 全国輸送は、原則として自由集合・自由解散（鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関又は自家用車等を利用して集合、解散することをいう。）とする。なお、(3)アに定める指定下車駅等と宿舎の間は、距離及び公共交通機関の状況等を勘案し、必要に応じて会場地市町が輸送を行うものとする。

(3) 指定下車駅及び指定乗降地の設定

ア 県は、国スポの全国輸送に当たり、会場地市町と協議のうえ、宿舎の最寄り駅（バス停留所及び空港を含む）から1か所以上を指定下車駅として設定する。指定下車駅は、参加者が来県する際の宿舎までの目標駅となる。

イ 県は、全障スポの全国輸送に当たり、参加者の来県への利便性、駅構内及び周辺のバス乗降場の状況、宿舎及び競技会場地へのアクセス等を勘案し、来県する際に利用する下車駅等及び離県する際に利用する乗車駅等を指定乗降地として設定する。

(4) 輸送・交通案内

県は、輸送・交通の主要拠点及び指定乗降地に総合案内所を、会場地市町は、指定下車駅等に案内所を設置し、参加者及び一般観覧者に対して輸送・交通案内を行う。

(5) 「全国輸送実施計画」の策定

県は、関係機関、団体等と調整を図り、「全国輸送実施計画」を策定する。なお、計画の策定にあたっては、各都道府県等に対し来会意向調査を実施する。

3 開・閉会式輸送

(1) 輸送の範囲

国スポにおける開・閉会式輸送は、参加者の開・閉会式当日における開・閉会式会場と(3)に定める指定集合地との間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。

全障スポにおける開・閉会式輸送は、参加者の開・閉会式当日における開・閉会式会場と宿舎又は指定集合地若しくは競技会場との間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。

(2) 輸送・交通業務の実施主体等

ア 開・閉会式輸送の業務は、県が各会場地市町及び関係機関、団体等の協力を得て行う。

イ 開・閉会式参加者の輸送は、計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

県は、開・閉会式参加者の計画輸送を円滑に行うため、会場地市町と協議のうえ、参加者の集合・解散場所として、宿舍の近隣に指定集合地を設定する。

なお、国スポの開・閉会式参加者に係る宿舍と指定集合地間の誘導や輸送は、会場地市町が県と連携して行い、指定集合地において県に引き継ぐものとする。

(4) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関、団体等と協議のうえ、計画輸送経路を設定する。

(5) 添乗員の配置

計画輸送に使用する借上げバスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の確認のほか事故発生等の緊急時に対応するため、係員が添乗する。

(6) 一般観覧者の輸送

ア 県は、一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、鉄道、路線バス等の公共交通機関の利用を促進するとともに、鉄道駅及び一般観覧者のための駐車場等と開・閉会式会場の間にシャトルバスを運行する。

イ 自家用車による開・閉会式会場への来場は、身体に障がいのある人等が来場する場合等を除き原則として認めない。

なお、車椅子利用者等専用駐車場を会場内に設置する。

(7) 車両駐車許可証等の交付

開・閉会式会場周辺に乗り入れを認める開・閉会式参加者を輸送する車両等については、乗車区分、駐車区分及び交通誘導計画等を考慮して、別に定める許可証を発行する。

(8) 「開・閉会式輸送実施計画」の策定

県は、式典の実施に係る計画及び開・閉会式会場の整備に係る計画、競技運営計画等と相互に整合性を図り、佐賀市及び関係機関、団体等と調整のうえ、「開・閉会式輸送実施計画」を策定する。

4 競技会場地輸送（国スポ）

(1) 輸送の範囲

競技会場地輸送は、参加者の競技会場、練習会場、(3)に定める指定集合地、指定下車駅、その他大会諸行事に直接関連する会場等の相互間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。

(2) 輸送・交通業務の実施主体等

ア 競技会場地輸送の業務は、会場地市町が、関係機関、団体等の協力を得て行う。

イ 参加者の競技会場地輸送は、計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

会場地市町は、参加者の計画輸送を円滑に行うため、必要に応じ、参加者の集合・解散場所として、宿舍の近隣に指定集合地を設定する。

(4) 計画輸送経路の設定

会場地市町は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関、団体等と協議のうえ、計画輸送経路を設定する。

(5) 広域配宿における輸送

- 会場地市町以外の市町村に所在する旅館等を宿舎とする広域配宿における参加者の輸送は、当該競技の会場地市町が行う。
- (6) 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送
同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の参加者の輸送は、関係会場地市町が協議のうえ行う。
- (7) 全国輸送及び開・閉会式輸送との連携
会場地市町は、競技会場地輸送を行うにあたっては、全国輸送及び開・閉会式輸送との連携を図るものとする。
- (8) 一般観覧者の輸送
会場地市町は、一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を行うため、競技会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から競技会場までの距離等を勘案し、関係機関、団体等の協力を得て、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。
- (9) 輸送・交通案内
会場地市町は、指定下車駅等に案内所を設置し、参加者及び一般観覧者に対して輸送・交通案内を行う。
- (10) 「国スポ競技会場地輸送実施計画」の策定
会場地市町は、本計画に基づき、関係機関、団体等と調整を図り、輸送対象者、計画輸送経路、発着場所、発着時間等を内容とする、「国スポ競技会場地輸送実施計画」を策定する。

5 競技会場地輸送（全障スポ）

- (1) 輸送の範囲
競技会場地輸送は、参加者の指定乗降地、競技会場、練習会場、宿舎又は(3)に定める指定集合地、その他大会諸行事に直接関連する会場等の相互間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。
- (2) 輸送・交通業務の実施主体
ア 競技会場地輸送の業務は、県が全障スポ会場地市町及び関係機関、団体等の協力を得て行う。
イ 参加者の競技会場地輸送は、計画輸送とする。
- (3) 指定集合地の設定
県は、参加者の計画輸送を円滑に行うため、必要に応じ、全障スポ会場地市町と協議のうえ、参加者の集合・解散場所として、宿舎の近隣に指定集合地を設定する。
- (4) 計画輸送経路の設定
県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、全障スポ会場地市町及び関係機関、団体等と協議のうえ、計画輸送経路を設定する。
- (5) 一般観覧者の輸送
県は、一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を行うため、競技会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から競技会場までの距離等を勘案し、全障スポ会場地市町及び関係機関、団体等の協力を得て、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。
- (6) 輸送・交通案内
県は、指定乗降地等に案内所を設置し、一般観覧者等に対して、輸送・交通案内を行う。
- (7) 「全障スポ競技会場地輸送実施計画」の策定
県は、全障スポ会場地市町及び関係機関、団体等と調整を図り、輸送対象

者、計画輸送経路、発着場所、発着時間等を内容とする、「全障スポ競技会場地輸送実施計画」を策定する。

6 輸送力と駐車場の確保

(1) 輸送力の確保

ア 全国輸送における輸送力の確保等

県は、現状の公共交通機関の輸送力を踏まえ、必要に応じて、鉄道の増発・増結、航空機の増便等を関係機関、団体等に要請する。

なお、全障スポにおいては、指定乗降地における乗降のサポート、停車時間の延長、車椅子利用者の移動動線の調整その他円滑な輸送に必要な便宜が図られるよう協力を要請する。

イ 開・閉会式輸送及び競技会場地輸送における輸送力の確保

(ア) 借上げバス等の確保

県は、関係機関、団体等の協力を得て、開・閉会式輸送及び全障スポ競技会場地輸送に必要なバス、タクシー等の車両を確保する。国スポ会場市町は、関係機関、団体等の協力を得て、国スポ競技会場地輸送に必要なバス、タクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、会場市町ごとの必要バス台数を調査し、会場市町と協議のうえ、バス確保に向けた必要な対策を講じる。

(イ) 公共交通機関による輸送

県及び会場市町は、関係機関、団体等の協力を得て、鉄道、路線バスによる輸送力の確保に努める。

なお、必要と認められる場合には鉄道、路線バスの増発、バス路線の変更や停留所の臨時設置などを要請する。

(ウ) 予備車の確保

県及び会場市町は、予備車を準備して、緊急時に備える。

(2) 駐車場の確保

ア 開・閉会式輸送における駐車場の確保

県は、開・閉会式会場周辺の道路交通事情及び参加者等の車両台数を勘案し、会場周辺に駐車場を確保する。

また、一般観覧者をシャトルバスで輸送するため、一般観覧者のための臨時駐車場を設置する。

イ 競技会場地輸送における駐車場の確保

会場市町は、国スポの競技会場及び練習会場の周辺の道路交通事情及び参加者等の車両台数を勘案し、会場周辺に駐車場を確保する。

県は、全障スポの競技会場周辺の道路交通事情及び参加者等の車両台数を勘案し、全障スポの会場市町の協力を得て、会場周辺に駐車場を確保する。

7 交通渋滞及び交通安全対策

(1) 交通渋滞及び交通安全対策

県は、開・閉会式会場及び全障スポの競技会場について、国スポ会場市町は、国スポの競技会場及び練習会場について、各会場周辺の交通安全と円滑な輸送を図るため、関係機関、団体等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な措置を講じる。

なお、交通の誘導及び交通規制の実施に当たっては、会場周辺の住民等に

広報し協力を要請するとともに、交通案内標識や案内板等の設置や各種広報媒体の活用により周知に努め、関係車両及び一般車両の円滑な交通を確保する。

(2) 輸送・交通業務に係る講習

ア 輸送・交通担当係員の講習

県及び会場地市町は、円滑な輸送を実施するため、必要に応じて輸送・交通担当係員に対して、講習会を実施する。

イ 輸送関係機関の乗務員等の講習

県は、バス、タクシー等の輸送関係機関、団体に対し、業務内容の徹底及びサービス向上のため、必要に応じて、乗務員等に対する講習会の実施を要請する。

(3) 輸送本部の設置

県及び国スポ会場地市町は、本計画に掲げる輸送・交通業務を円滑に推進するため、輸送本部を設置する。

また、県は開・閉会式会場に輸送・交通現地本部を設置する。

8 環境に配慮した運営

(1) 「歩くライフスタイル」の取り組み

県及び会場地市町は、県で取り組んでいる「歩くライフスタイル」を踏まえ、開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるとともに、「歩かせる」対策を講じるなど、環境に配慮した運営に努める。

9 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については、別に定める。